

「新過疎法」の制定促進を求める意見書

過疎地域はわが国の国土の大半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有し、都市に対する食料・水・エネルギーを供給し、森林による地球温暖化の防止など、大きな役割を果たしている。しかしながら、過疎地域では人口減少と少子・高齢化が急速に進み、集落が消滅の危機に瀕するなど、わが国の国土保全上、極めて深刻な状況に陥っている。

これまで4次にわたる過疎対策特別措置法が議員立法で制定され、総合的な過疎対策事業が行われてきた。過疎地域の果たす多面的・公益的機能に鑑み、引き続き過疎地域に対する総合的な支援を継続する必要がある。

よって、国会および政府におかれては、過疎対策を強力に推進するため、平成22年3月末で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」の後の「新過疎法」を制定し、下記の施策が実施されることを強く求める。

記

1. 「新過疎法」の制定にあたっては、過疎地域の果たす役割を評価し、新たな過疎対策の理念を明確にすること。
2. 「平成の大合併」を踏まえ、過疎地域の様々な特性を勘案した「人口密度」「森林率」などを加えた新たな指定要件・指定単位を設定すること。
3. 過疎対策事業債の対象事業については地域の実情に合わせた要件緩和・弾力的運用を図ること。
4. 「新過疎法」の制定にあたっては、特に、現行法第33条第2項の規定により過疎地域の指定を受けている区域についても引き続き適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年12月21日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
副総理・国家戦略担当大臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官 様

豊 田 市 議 会